

(別表1)

事業継続力強化支援計画

## 事業継続力強化支援事業の目標

### 1 現状

#### (1) 地域災害等のリスク

##### ①石岡市の特性

##### 【地理・地理的条件】

石岡市は、茨城県のほぼ中央、北緯36度11分27秒、東経140度17分14秒に位置し、北西部は筑波山系、南東は霞ヶ浦に面した豊かな自然に恵まれた面積215.53K㎡、人口7万4千人余の都市で、首都東京へ約70km、県都水戸市へ約25km、県南中核都市のつくば市へ約25km、土浦市へは約15kmという位置にあり、つくば都市圏に属している。

また、石岡市は市域北部を中心に山林が広がるほか、低地には水田、台地には畑の広がる地方都市であるが、古くは常陸国の国府が置かれた地で、江戸時代には常陸府中藩が置かれるなど、周辺農村部の拠点都市として機能していたことから、常陸国分寺跡や善光寺楼門等の歴史・文化的背景に恵まれた地である。

なお、総面積215.53K㎡のうち、市街化区域は1,410ha、市街化調整区域は4,921haとなっている（令和2年9月現在）。

##### 【地 形】

石岡市は、八溝山地南端部を占める筑波山地と、東方に広大に広がる石岡台地・新治台地に大別される。

##### A 筑波山地

筑波山地は、栃木・福島・茨城3県にまたがる八溝山地の南端部にあたる中・古生代の中起伏山地であり、市域の北西から西にかけて分布し、加波山(709.0m)を最高峰に、東方に吾国山(518.2m)、難台山(553.0m)、南方に足尾山(627.5m)が柿岡盆地を取り囲むように分布している。

また、山地は恋瀬川の支流により開析されており、谷は比較的深く、急傾斜面も主脈のみならず、支脈や尾根・山腹にも顕著にみられ、崩壊発生危険性が指摘される凹型急斜面も多く分布しており、加波山から筑波山周辺にかけては、筑波変成岩類や花崗岩類から構成され、古い地すべり地の名残とおぼしき開析された急斜面と、その前面の波浪状のステップからなる地形が顕著に分布している。

##### B 石岡台地

石岡台地は、園部川と恋瀬川のとの間に発達する台地で、石岡市の市街地中心地と柏原工業団地が位置する。分布標高は45～26mで、地形面は全体に南東に傾斜している。

台地は一般的には、粘土質の関東ローム層に覆われ、下位には粘土・砂礫・砂・シルトからなり、特に市街地付近ではやや厚いシルト層が認められるが、一般には細砂を主とした構成層である。低地との比高は約5～10mで台地面は極めて平坦であるが、樹枝状谷が発達しており浅い谷や凹地の地形をなしている地域では、異常降水時に内水氾濫の危険性がある。

### C 新治台地

新治台地は、恋瀬川右岸に広がる台地で、市域では霞ヶ浦の周辺に分布する。台地は、上位段丘面に対比される段丘面で、厚さ3～4mの河成砂礫から構成される。分布標高は25～28mで、低地との比高も10m以下で石岡台地同様に平坦であるが、樹枝状谷が発達しており、浅い谷や凹地の地形をなしている地域では、異常降水時に内水氾濫の危険性がある。

### 【気 候】

2016年（H28年）から2020年（R2年）の過去5年間の年間降水量の平均は1363.2mmで、年間を通してみると4月から10月が120mm以上続き、特に9月から10月の秋雨・台風の時期を中心に降水量が多く、月別平均では10月が223.6mmと最も多い。一方、最も少ない月は2月であり、月別平均は25.8mmである。次に本市の気温データ（観測地点は土浦）を見てみると、5年間平均気温で1月が4.3℃と最低であり、最高は8月の27.0℃である。年平均では15.4℃と比較的温暖な傾向を示している。

### ②想定される災害のリスク

石岡市で過去に発生した災害のうち、被害が顕著だったのは水害であり、中でも昭和61年8月4・5日の両日、関東・東北地方を襲った台風10号は、総雨量は240mm、床上床下浸水は合わせて217棟、田畑の冠水は2132.6ha、崖崩れは35箇所と100年に1度の大水害となり、石岡地方に大きな爪痕を残した。また、平成26年10月5日の台風18号では総雨量が200mmを超え恋瀬川が氾濫し、負傷者1名、床上床下浸水が32棟の被害があり、八郷地区では冠水により恋瀬川に架かる橋が通行できないなど交通への支障も発生し周辺地域に大きな被害をもたらした。

地震災害としては、平成23年3月11日に発生した東日本大震災以前は、大きな被害は記録されていない。昭和5年（1930年）以降に茨城県で起きた地震による石岡市における被害では、昭和5年6月1日に起きた震度5の地震により土蔵に亀裂が入るといった被害が記録されている。

東日本大震災では住家被害が全壊・半壊を合わせて、201件に上るなど甚大な被害があった。今後は、茨城県南部を震源とする直下型地震をはじめとした災害の発生も懸念されるこ

とから、より一層十分な備えに努める必要がある。

(地 震)

<茨城県地震被害想定における想定地震と市域の震度>

茨城県を震源とした被害想定				
No	地震名	地震規模	想定 of 観点	石岡市の最大震度
①	茨城県南部の地震	Mw7.3	首都直下の M7 クラスの茨城県南部地域に影響のある地震の被害	6 強
②	茨城・埼玉県境の地震	Mw7.3		6 弱
③	F 1 断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震	Mw7.1	県北部の活断層による地震の被害	5 弱
④	棚倉破碎帯東縁断層、同西縁断層の連動による地震	Mw7.0		5 弱
⑤	太平洋プレート内の地震 (北部)	Mw7.5	プレート内で発生する地震の被害	6 弱
⑥	太平洋プレート内の地震 (南部)	Mw7.5		6 弱
⑦	茨城県沖から房総半島沖にかけての地震	Mw8.4	津波による被害	6 弱

注1：Mwは、モーメントマグニチュード

注2：Mは、マグニチュード

茨城県が想定した上記7つの地震のうち、市域の被害が最も大きくなるとされるのは茨城県南部を震源とする地震である。地震規模を示すモーメントマグニチュードは7.3であり、最大震度は、震度6強になると予想される。石岡市の被害は時間帯によって異なるが、建物被害においては冬の18時で全壊焼失する建物数が最大で442棟、人的被害は冬深夜で死者数5名、負傷者数が174人に上ると予測され、市内で多数の住民が罹災し、避難生活を強いられる可能性がある。

この他、F 1 断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層による地震や、茨城県沖から房総半島沖などにかけて地震の可能性があるとされており、発生した場合のモーメントマグニチュードは7.1～8.4と茨城県地域被害想定調査で推定されている。なお、東日本大震災においては、想定を超える大津波が発生し、沿岸部に甚大な被害をもたらした。この経験から、被害想定を超える大規模災害や複合災害等への対応が必要である。

<茨城県南部地震の予測被害量>

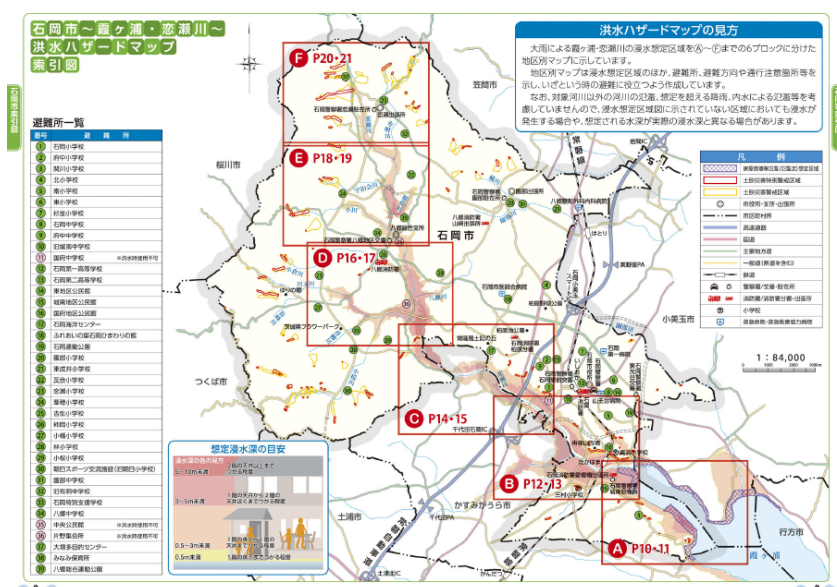
被害項目		被害数		
		冬深夜	夏12時	冬18時
建物被害	全壊焼失	89 棟	89 棟	442 棟
	半壊	1,239 棟	1,239 棟	1,239 棟
人的被害	死者	5 人	3 人	4 人
	負傷者	174 人	86 人	132 人
避難者	被災当日	3,617 人	3,617 人	4,127 人
	被災1週間後	2,872 人	2,872 人	3,389 人
	被災1か月後	1,246 人	1,246 人	1,776 人

(風水害)

石岡市は、国土交通省が浸水想定区域として指定する霞ヶ浦及び恋瀬川河口の沿岸周辺、茨城県が水位周辺河川として指定する恋瀬川下流（高浜から五輪堂橋まで）のほか恋瀬川上流の片野地区と半田地区についても過去の災害履歴や堤防などの状況から、重要水防区域として特に警戒する必要があります。

恋瀬川は、高浜地内で霞ヶ浦に流入しているため、増水時は、霞ヶ浦の水位の上昇に伴い、溢水する危険性がある。また、恋瀬川にかかる愛郷橋付近は、未だ本格的な堤防が完成していないことから、部分的に危険な箇所がある。

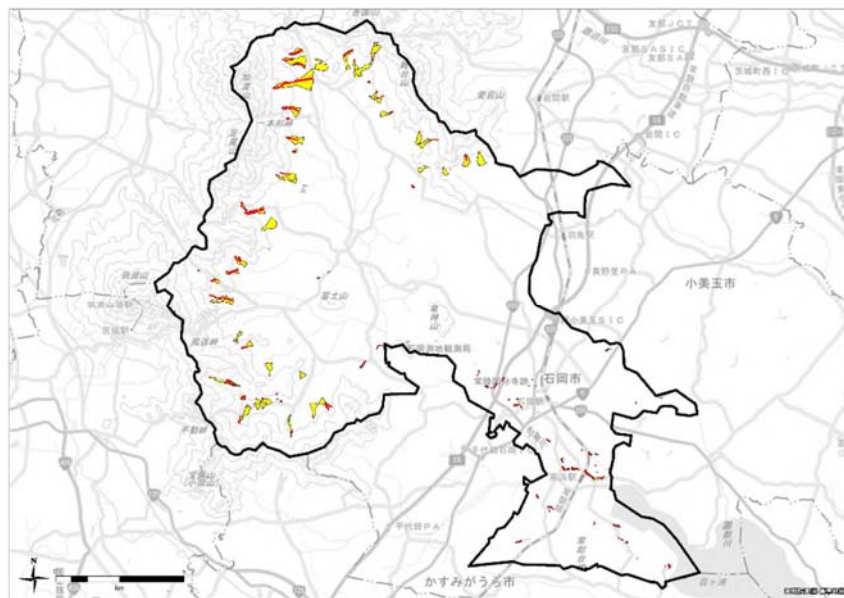
霞ヶ浦の浸水想定区域内には、1,662棟の建物が位置し、想定最大規模の洪水が発生し場合は、床下浸水が887棟、床上浸水が775棟、被災人口は2,124人と想定される。また恋瀬川浸水想定区域内では、7,536棟の建物が位置し、想定最大規模の洪水が発生した場合は、床下浸水が7,149棟、床上浸水が387棟、被災人口は10,442人と想定される。



**(土砂災害)**

石岡市を構成する地区の内、東部の市街地は恋瀬川により形成される沖積低地と下総台地からなる地勢で、山地部分の占める割合は極めて限られるが、筑波山系に囲まれた西部地域は恋瀬川上流にあって山地が卓越し、恋瀬川及びその支川により形成された谷が山地に入り組んでいるため、土砂災害の発生しやすい状況にある。

**<石岡市の土砂災害警戒区域等の指定状況>**



当市では、土砂災害警戒区域等指定箇所として、急傾斜地崩壊危険区域が旧石岡地区に33箇所、旧八郷地区で18箇所、土石流危険渓流が旧八郷地区に44箇所、地すべり危険箇所が旧八郷地区に3箇所が茨城県の指定を受けている。

**<土砂災害危険箇所等の状況（単位：箇所）>**

種 類	区 分		箇所数	合 計
土砂災害危険箇所	急傾斜地崩壊危険区域	(Ⅰ)	32	51
		(Ⅱ)	8	
		(Ⅲ)	11	
	土石流危険渓流	(Ⅰ)	17	44
		(Ⅱ)	19	
		(Ⅲ)	8	
地すべり危険箇所		3	3	
合 計			98	98

※区分:Ⅰは、被害想定区域に公共建物があるか又は人家数が5戸以上、Ⅱは1～4、Ⅲは0戸

## (感染症)

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新型コロナウイルス感染症においても同様であり、全国的かつ急速なまん延により、多くの市民の生命及び健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招く恐れがあり、市の危機管理の問題として取り組む必要がある。

感染症の場合、自然災害と違い全業種が即時事業の停止に陥ることはなく、時間差で事業継続に影響が出てくる。飲食店では休業要請に伴う休業や時間短縮による売上の影響、また、小売・サービス業等では外出自粛要請による消費力の低下から売上が減少する。製造業や建設業においては、海外工場の操業停止、部品・材料の納入遅延等サプライチェーンの混乱により、生産が減少し受注の停止や着工遅延の影響から経済活動に大きな影響がある。

## (2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 742人
- ・小規模事業者数 739人

### 【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	建設業	213	213	市内に広く分散している
	製造業	86	83	市内に広く分散している
	卸売業	20	20	市内に広く分散している
	小売業	134	134	市内に広く分散している
	サービス業	235	235	市内に広く分散している
	その他	54	54	市内に広く分散している
	合計	742	739	

## (3) これまでの取組

### 1) 当市の取組

#### ①地域防災計画等の策定

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び石岡市防災会議条例（平成17年石岡市条例第26号）の規定に基づき、石岡市防災会議において、市域にかかる防災に関

する事項の総合的な計画を定め、市民の生命及び財産を災害から保護し、地域社会の安寧の確保を目的とするとともに、災害の考え方を防災の基本方針とした計画を策定した。計画は平成24年12月に策定し、その後7回の改定を行い、現在の計画は令和3年3月改定の計画である。

また、令和3年3月策定の石岡市国土強靱化地域計画は、国土強靱化の観点から、市の各計画の指針となるものである。

## ②災害対策用資材、備品の備蓄・整備

大規模災害が発生した際の初期対策として、避難所になる各小中学校等に防災倉庫を設置し保存食、保存水や毛布等の生活必需品のほか、発電機等の資機材を備蓄している。また、新型コロナウイルス等の感染対策として、消毒液やプライバシーテントなどの感染対策用備品の配備を行っている。

## ③石岡市業務継続計画の策定

当市では、大規模な地震災害が発生した場合に、応急活動を迅速かつ的確に行いつつも、最低限実施しなければならない業務を継続（早期再開）するために、あらかじめ行う業務を整理し、必要となる人員や資源の調達、業務継続の手順等を定めた「石岡市業務継続計画（地震編）」を策定している。

## ④新型インフルエンザ対策行動計画の策定

当市では、平成22年3月に「新型インフルエンザ対策行動計画」を、平成25年3月に「新型インフルエンザ対策本部条例」を制定し、また平成25年4月13日に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第8条の規定により、現在の「石岡市新型インフルエンザ等対策行動計画」を平成26年10月に策定した。この計画は、各段階において想定される状況に応じた対応方針となるものである。

## ⑤新型コロナウイルス感染症に伴う事業者への経済支援

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、落ち込んでいる地域経済を守り、市内事業者の事業継続を支援する市独自の地域経済対策として、令和2年度は8事業、令和3年度は7事業に取り組んでいる。

年 度	事 業 名
令和2年	中小企業緊急支援事業補助金
	中小企業等事業継続給付金
	新型コロナウイルス関連融資応援給付金
	中小企業等緊急家賃支援給付金
	いばらきアマビエちゃん登録促進給付金
	新型コロナウイルス関連対策支援事業追加給付金
	プレミアム付商品券発行事業補助金
	中小企業事業継続応援貸付金
令和3年	中小企業事業継続応援貸付金
	キャッシュレス決済ポイント還元業務委託料
	新型コロナウイルス関連融資応援給付金
	プレミアム付商品券発行事業補助金
	いばらきアマビエちゃん登録促進給付金
	中小企業事業継続応援貸付金
	営業時間短縮要請等関連事業者応援給付金

## 2) 当会の取組

### (自然災害)

- ・事業者BCP（事業継続力強化計画を含む）（以下、事業者BCPとする。）に関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・茨城県商工会連合会、茨城県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進

### (感染症)

- ・相談窓口の開設  
資金調達や補助金申請、雇用調整助成金、持続化給付金、休業要請への対応など関連する施策の情報提供を行っている。
- ・個別融資相談会  
同感染症の感染拡大により売上の大幅な減少を余儀なくされた管内小規模事業者を対象に、日本政策金融公庫とともに融資相談会を開催。



- ・影響調査の実施

管内小規模事業者を対象に、同感染症により企業活動にどんな影響を受けているのかについて実態調査を実施。

- ・茨城県商工会連合会と連携した感染拡大防止に向けた情報提供

## 2 課題

### (商工会の課題)

- ・BCPに沿った緊急対応のトレーニングが十分になされていないため、緊急対応の知識・行動を職員に周知・教育ができていない。
- ・当会には、有事の際の防災経験および訓練自体の経験が少ない職員も在籍しており、今後はハザードマップの把握をはじめとする危機管理に関する情報収集、防災意識の高揚が急務である。
- ・感染症リスクを考慮するとテレワークや遠隔地とのやりとりにおけるオンライン会議システム等の仕組みづくりが必要である。
- ・職場における感染防止対策の周知と実施の徹底、確認が必要である。

### (管内事業者の課題)

- ・管内事業者の事業者BCPの策定件数が十分ではなく、啓発活動の強化が必要である。
- ・管内事業者に向けて、地域の災害リスクに関しての周知が不足している。
- ・管内事業者には小規模事業者（特に家族のみで経営している事業者）が多く、事業者BCPへの関心が低く、事業者BCPに取り組む意識も薄く優先順位も高くないため、防災・減災・復旧対策が不十分。
- ・管内事業者に対する支援においても事業計画策定支援や販路開拓支援が中心になっており事業者BCPに関する支援は少なく支援の比重に低いため、事業者BCPのメリットや必要性について事業者に周知が進んでおらず、事業者BCPの策定支援まで繋がっていない。
- ・新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、一斉休業や営業停止に追い込まれるリスクがある。感染症リスクに対応した支援体制を構築する必要がある。

## 3 目標

- ・管内小規模事業者に対して災害リスクの認識を促すとともに、事前の計画策定の必要性を周知し、計画策定を支援する。

事業継続力強化計画認定 3件/年

各種共済・保険制度への加入推進（見直し含む） 6件/年

（火災保険、業務災害保険、ビジネス総合保険、経営者休業補償、休業対応応援共済、福祉共済、貯蓄共済、その他）

- ・発災時における情報共有を円滑に行うため、商工会・商工会議所と県や市との被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内及び関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・行政（国・県・市）や茨城県商工会連合会からの情報を迅速に収集し、正しい知識と情報の提供に努める。
- ・情報の収集、提供に当たっては、オンライン会議などを有効に活用する。
- ・緊急の支援策などの重要な情報を迅速に広く広報する。
- ・中小企業・小規模企業がパニックに陥ることのないよう冷静な行動を促す。
- ・組織として対応できるよう、日頃から知識を共有する等の措置を講じる。
- ・管内に感染者が発生した場合についての対応や手続き（保健所や医療機関への報告や当会会館の消毒や閉館の考え方）について、あらかじめ災害発生時対応マニュアルに盛り込む。
- ・館内の感染予防対策を行った上での来客者対応、オンライン会議システム等を活用した相談窓口体制など感染症リスクに機動的に対応できる体制の構築を図る。
- ・感染症発生時には、専門的な知見を有する保健所などの行政機関や茨城県商工会連合会と緊密な連携をとり、感染症に対する正しい知識や感染防止策等の周知に努める。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### 【1 事前の対策】

自然災害発生時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

#### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

巡回指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。

会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCP（事業継続力強化計画等）に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

小規模事業者に対し、事業者BCP（事業継続力強化計画等、その他即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、小規模事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について小規模事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

小規模事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

小規模事業者に対し、事業者BCP策定による実効性のある取組みの推進や、効率的な訓練等についての助言を行う。策定支援にあたっては、下記事業を行う。

- 経営指導員等を対象としたBCP策定支援研修への参加
- 小規模事業者を対象としたBCP策定セミナーの実施
- 小規模事業者を対象とした個別支援（専門家派遣・相談会）の実施

## 2) 商工会自身の事業継続計画の作成

当会は、令和3年に事業継続計画（BCP）を作成（別添）。

## 3) 関係団体等との連携

茨城県商工会連合会に専門家の派遣を依頼し、普及啓発セミナーや損害保険（ビジネス総合保険等）の加入促進等について連携して実施する。

感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や損害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

## 4) フォローアップ

小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認

事業者BCP（事業継続力強化計画等）策定支援の進捗につき、経営指導員が巡回窓口等で確認し随時必要な場合には、専門家を交えるなどフォローを行う。

市と連携し、状況確認や改善点等について意見交換を行う。

## 5) 当該計画に係る訓練の実施

避難訓練、安否確認訓練、事業継続に係るバックアップの手順確認。

自然災害（震度5強の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

## 【2 発災後の対策】

### ■大規模自然災害

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

#### 1) 応急対策の実施可否の確認

発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。

（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。）

#### 2) 応急対策の方針決定

当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。

職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。  
 大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

被害規模	被害の状況	想定する応急対応
大規模な被害がある	地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 地区内の1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。	①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握 ④復興支援業務
被害がある	地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握
ほぼ被害はない	目立った被害の情報がない。	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

### 3) 被害情報の共有

当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヵ月	1週間に2回共有する
1ヵ月以降	1週間に1回共有する

### ■感染症の世界的大流行（パンデミック）

感染症の世界的大流行（パンデミック）が発生した場合は、以下の手順で対応する。

#### 1) 管内事業者に対するリスクの周知

発生国の経済状況・工場の稼働状況等、今後管内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。

## 2) 管内事業者の被害状況の確認

当市は、来庁又は問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。

当会は、巡回・電話等により管内事業者の被害状況を確認する。

## 3) 被害情報の共有

当市と当会は、原則として以下の間隔で被害情報等を共有する。

海外発生期	1週間に1回共有する
国内発生早期	1週間に1回共有する
国内感染期	2日に1回共有する
国内感染拡大期	1日に1回共有する

## 4) 被害情報の報告

当市と当会とで情報を共有した上で、当市においては県が定める期日までに県へ報告する。また、当会においては県連合会が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。

新型インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症が拡大することで、社会生活や企業活動に多大な影響を及ぼす事態が想定される。当会が講じる事業継続力強化支援計画では、こうした感染症等が爆発的に流行するケースも想定したBCP対策が重要であると位置付け、以下の内容についても計画に盛り込むように指導する。

- ①客観的に正確な情報を収集し必要な対策を講じること
- ②交代勤務・在宅勤務・代替要員等の人的資源の確保
- ③2ヵ月程度を想定した運転資金の確保対策
- ④職場における集団感染の予防策
- ⑤仕入調達先の複数確保や、サプライチェーンにおける原材料や在庫の常時確保・保管の要請
- ⑥テレワーク体制の構築

## 【3 発災時における指示命令系統・連絡体制】

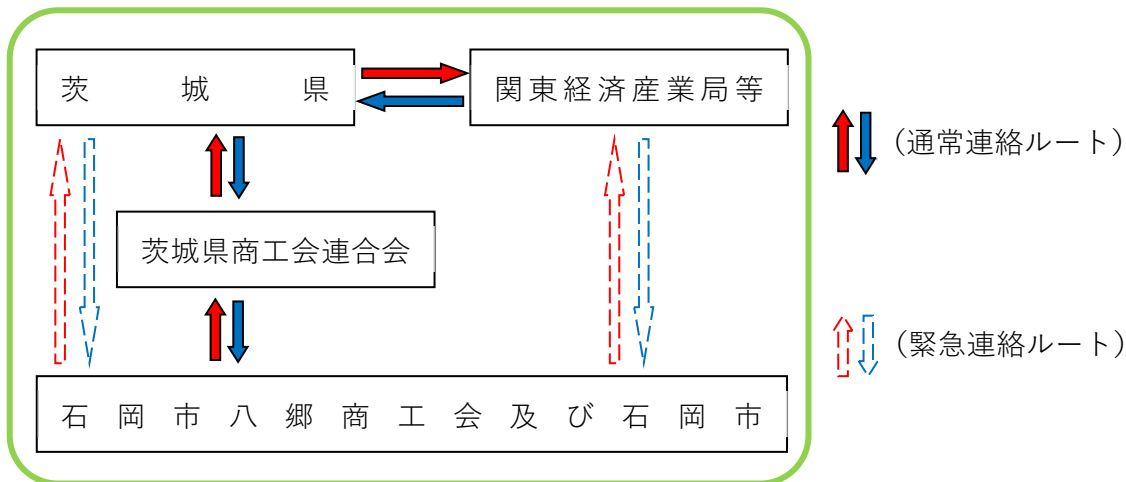
自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことの可否について検討する。

当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。

当会と当市が共有した情報を、茨城県の指定する方法にて当会又は当市より茨城県へ報告する。

【連絡体制】



【被害状況様式】茨城県産業戦略部災害対応マニュアル様式

産業戦略部関係団体の被害状況

○関係団体の被害の概要		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="font-size: small;">団体名</td><td></td></tr> <tr><td style="font-size: small;">所在地</td><td></td></tr> <tr><td style="font-size: small;">電話番号</td><td></td></tr> </table>	団体名		所在地		電話番号												
団体名																			
所在地																			
電話番号																			
人的被害	物的被害	その他																	
○被災中小企業者の被害状況詳細(関東経済産業局への報告を想定したもの)																			
No.	所在地	事業種別	事業所名	業種	工場 or 営業	従業員数 (人)	資本金 (千円)	土地		建物		機械設備		商品・原材料・仕掛品等		被害額 (千円) a	復旧費 (千円) b/e		
								面積 (㎡)	被害額 (千円)	用途	面積 (㎡)	被害額 (千円)	台数 (千円)	被害額 (千円)	数量 (千円)			被害額 (千円)	
1																0	0		
																0	0		
																0	0		
																0	0		
																0	0		
																0	0		
計								0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【4 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援】

相談窓口の開設方法について、石岡市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。

安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。

地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。

応急時に有効な被災事業者施策（国や茨城県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

【5 地区内小規模事業者に対する復興支援】

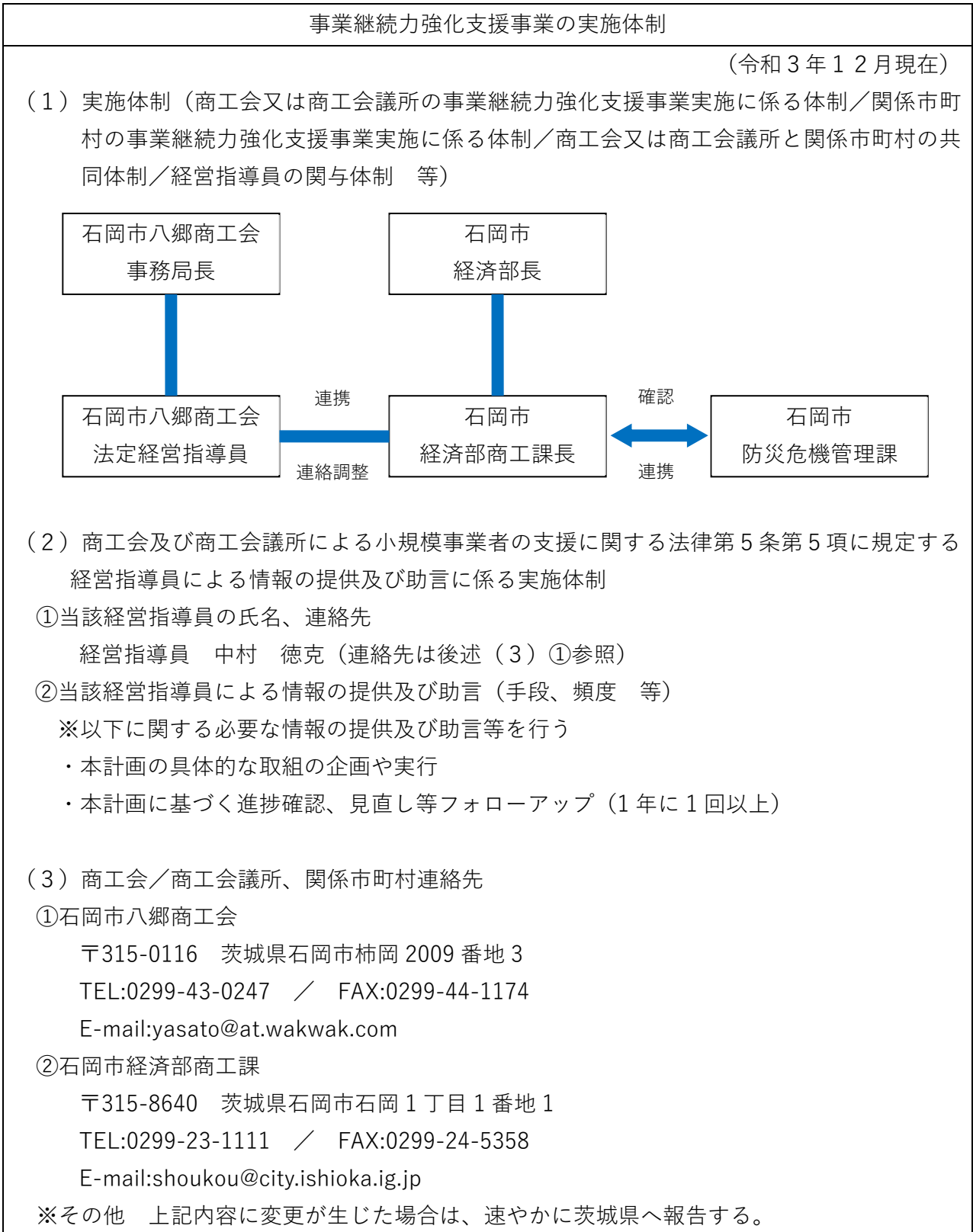
茨城県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を茨城県等に相談する。

※ その他 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制





(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	280	280	280	280	280
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ パンフ・チラシ作製費	50	50	50	50	50
・ 防災、感染対策費	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、石岡市補助金、茨城県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
茨城県商工会連合会 会長 小川 一成 〒310-0801 茨城県水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 13 階
連携して実施する事業の内容
①管内事業者を対象とした普及啓発セミナーの共催実施 管内小規模事業者に対する、事業活動に影響を与える自然災害等のリスクの認識に向けた周知啓発。 ②管内事業者の事業者BCP（事業継続力強化計画等）の策定推進に向けた広報活動 事業者BCPの策定支援により、事業活動に与える影響の軽減を図る。 ③石岡市八郷地区事業継続力強化支援協議会（仮称）の開催 情報交換や支援策の協議を行い、計画推進に資する活動に取り組む。
連携して事業を実施する者の役割
①普及啓発セミナー共催にかかる周知啓発等 （連携者）茨城県商工会連合会（茨城県水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 13 階） （効果）より広域的な募集活動により、多数の集客が見込まれる。 ②管内事業者の事業者BCPの策定推進 （連携者）茨城県商工会連合会（茨城県水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 13 階） （効果）事業者BCPの策定事業者増加につながる。 ③石岡市八郷地区事業継続力強化支援協議会（仮称）への参加 （連携者）茨城県商工会連合会（茨城県水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 13 階） （効果）計画推進にあたり、様々な意見を反映できる。
連携体制図等
<pre>graph TD; A[石岡市八郷商工会 事務局長] --- B[石岡市八郷商工会 法定経営指導員]; C[茨城県商工会連合会] --- D[茨城県商工会連合会 担当職員]; B --- E[連携 連携調整]; D --- E; B --&gt; F["事業継続力強化計画普及啓発 損害保険加入提案"]; D --&gt; G["事業者BCP 策定支援 セミナーの共催"]; F --&gt; H["【地区内小規模事業者等】"]; G --&gt; H;</pre>